

FASB の動向 (2019年11月～2020年1月)

ASBJ 専門研究員 えんどう かずと
遠藤 和人

ASU 第 2019-08 号「報酬—株式報酬（トピック 718）及び顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：コード化体系の改善—顧客に支払われる株式に基づく対価」の公表（2019年11月）

米国財務会計基準審議会（FASB）は、2019年11月11日に、ASU 第 2019-08 号「報酬—株式報酬（トピック 718）及び顧客との契約から生じる収益（トピック 606）：コード化体系の改善—顧客に支払われる株式に基づく対価」を公表した。

FASB は 2018 年 6 月に ASU 第 2018-07 号「報酬—株式報酬（トピック 718）：従業員以外に対する株式に基づく報酬の支払報酬に関する会計処理の改善」を公表し、財又はサービスの販売に関連して顧客に付与された株式に基づく支払報酬について、トピック 606 に基づき収益の減少として表示することとしていたが、顧客に支払われる株式に基づく支払報酬の測定についてのガイダンスが提供されておらず、実務が多様となっていた。

本 ASU では、顧客に支払われる株式に基づく支払いについて、トピック 718 に基づき付与日における公正価値に基づき収益の減額として

会計処理することとしている。また、分類及び事後の測定については、株式に基づく支払報酬が変更されて付与を受けた者が顧客でなくなった場合を除き、トピック 718 に従って処理されるとしている。

本 ASU の適用時期は、ASU 第 2018-07 号をまだ適用していない企業のうち、

- (1) 公開企業については、2019年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間
- (2) その他の企業については、2019年12月15日より後に開始する事業年度及び2020年12月15日より後に開始する期中期間とされている。

また、ASU 第 2018-07 号を既に適用している企業は、2019年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間とされている。

ASU 第 2018-07 号を適用している限り、早期適用は認められている。

ASU 案（公開草案）「デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）：ヘッジ会計のコード化体系の改善」の公表（2019年11月）

FASB は、2019年11月12日に、ASU 案（公開草案）「デリバティブ及びヘッジ（トピッ

ク 815）：ヘッジ会計のコード化体系の改善」を公表した。コメント期限は2020年1月13日

であった。

2017年8月に公表されたASU第2017-12号「デリバティブ及びヘッジ（トピック815）：ヘッジ活動の会計処理の的を絞った改善」において、キャッシュ・フロー・ヘッジにおける予定取引のヘッジ・リスクが変動したとしても、一定の要件を満たした場合には、予定取引の要件を満たさないことにはならないという規定を定めていた。

本公開草案では、ASU第2017-12号の適用にあたって聞かれたフィードバックから、予定

取引においてヘッジされるリスクが変更されても、予定取引が発生しないことにはならないとしたうえで、会計処理等の提案を行っているものである。

その他、本公開草案では、非金融項目の予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジにおける契約上特定された構成要素の取扱いやデュアル・ヘッジ（外貨建の負債をヘッジ手段として、外国事業体の純投資と金利リスクの公正価値ヘッジとしても指定するヘッジ関係）についても取扱いの明確化することを提案している。

ASU第2019-09号「金融商品—保険（トピック944）：適用日」の公表（2019年11月）

FASBは、2019年11月15日に、ASU第2019-09号「金融商品—保険（トピック944）：適用日」を公表した。

FASBは2018年8月にASU第2018-12号「金融サービス—保険（トピック944）：長期保険契約の会計処理に関する的を絞った改善」を公表し、その適用時期を、公開企業については2020年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間より、その他の企業については2021年12月15日より後に開始する事業年度及び2022年12月15日より後に開始する期中期間よりとしていた。

上記の適用時期についてFASBは、公開企業について、適用時期を1年間延期して欲しいとの要請を受けていた。また、これとは別に

FASBは、公開の大企業とその他の企業との間で、新会計基準の適用時期を少なくとも2年間の間隔をあけるといふ基本的な指針を開発した。

したがって本会計基準は、ASU第2018-12号の適用時期を以下のように修正するものである。

- SEC登録企業（小規模登録企業を除く。）
2021年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間
- その他の企業
2023年12月15日より後に開始する事業年度及び2024年12月15日より後に開始する期中期間

ASU第2019-10号「金融商品—信用損失（トピック326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック815）並びにリース（トピック842）：適用日」の公表（2019年11月）

FASBは、2019年11月15日に、ASU第2019-10号「金融商品—信用損失（トピック326）、デリバティブ及びヘッジ（トピック815）並びにリース（トピック842）：適用日」

を公表した。

前述のとおり、FASBは新会計基準の適用について、公開の大企業とその他の企業との間に少なくとも2年間の間隔をあけるといふ基本的

な指針を開発した。

本会計基準では、新しい会計基準の適用時期を次のように修正している。

- 図表 1 ASU 第 2016-13 号「金融商品—信用損失（トピック 326）：金融商品に係る信用損失の測定」

	SEC 登録企業	その他の公開企業	非公開企業その他
変更前	2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間	2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間	2021 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間
変更後	変更なし。ただし、小規模登録企業は 2022 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間	2022 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間	

- 図表 2 ASU 第 2016-02 号「リース（トピック 842）」及び ASU 第 2017-12 号「デリバティブ及びヘッジ（トピック 815）：ヘッジ活動に関する会計処理の的を絞った改善」

	公開企業	その他の企業
変更前	適用済み（2018 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間）であり、変更はない。	2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2020 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間
変更後		2020 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及び 2021 年 12 月 15 日より後に開始する期中期間

ASU 第 2019-11 号「コード化体系の改善：金融商品—信用損失（トピック 326）」の公表（2019 年 11 月）

FASB は、2019 年 11 月 26 日に、ASU 第 2019-11 号「コード化体系の改善：金融商品—信用損失（トピック 326）」を公表した。

2016 年に公表された ASU 第 2016-13 号「金融商品—信用損失（トピック 326）：金融商品の信用損失の測定」に関連して、その後の関係者からのフィードバックを受け、購入した信用棄損金融資産（purchased financial assets with credit deterioration；PCD 金融資産）に対する貸倒引当金について、直接償却後に信用状況の改善により回収が見込まれる場合、貸倒引当金のマイナスとして認識することなどの明確化を図ったものである。

適用時期は、ASU 第 2016-13 号をこれまでに適用していなかった企業についてはこれと同じ適用時期とし、ASU 第 2016-13 号を適用済みの企業については、2019 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度及びその期中期間からとされている。

ASU 第 2016-13 号を適用している限り、早期適用も認められている。

ASU 案（公開草案）「コード化体系の改善」の公表（2019年11月）

FASBは、2019年11月26日に、ASU案（公開草案）「コード化体系の改善」を公表した。コメント期限は2019年12月26日であった。

FASBは、コード化体系の整合性や明確化、言葉遣いやガイダンスの構造の簡素化などの技術的な修正のために、コード化体系の継続的な更新を行っている。本公開草案の提案は現行の会計実務に重要な影響を与えるものではなく、また企業にとって大きな管理コストが発生する

ものでもないとしている。

本公開草案では、主に次の内容について提案が行われている。

- (1) セクションA：コード化体系の財務会計概念書への不必要な参照の削除
- (2) セクションB：開示のガイダンスを適切な開示のセクション（各コード化体系のセクション50）に整合的に含めること
- (3) セクションC：その他のコード化体系の改善

ASU 第2019-12号「法人所得税（トピック740）：法人所得税の会計処理の簡素化」の公表（2019年12月）

FASBは、2019年12月18日に、ASU第2019-12号「法人所得税（トピック740）：法人所得税の会計処理の簡素化」を公表した。

本ASUは、会計基準の複雑性を低減する「簡素化の取組み」の一環として公表されたものであり、その主な内容は以下の例外規定を取り除くこととしている。

- (1) 期間内税配分において、継続事業から損失が発生し、その他の項目（例えば非継続事業又はその他の包括利益累計額）から所得又は利得が生じている場合の取扱いに関する例外
- (2) 外国子会社が持分法適用会社となった場合の持分法投資に対する繰延税金負債の認識の取扱いに関する例外
- (3) 外国持分法適用会社の子会社となった場合

に、当該外国子会社の繰延税金負債を認識しないという例外

- (4) 期中期間における損失が、年度予想損失を超える場合に、当該期中期間における法人所得の計算に関する例外

適用時期については、公開企業については2020年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間より適用され、その他の企業については、2021年12月15日より後に開始する事業年度及び2022年12月15日より後に開始する期中期間より適用される。

早期適用は認められるが、すべての項目について同一の会計期間に適用しなければならないとされている。

ASU 第2020-01号「投資—持分証券（トピック321）、投資—持分法とジョイント・ベンチャー（トピック323）及びデリバティブとヘッジ（トピック815）」の公表（2020年1月）

FASBは、2020年1月16日に、ASU第2020-01号「投資—持分証券（トピック321）、

投資—持分法とジョイント・ベンチャー（トピック323）及びデリバティブとヘッジ（ト

ピック 815)」を公表した。

本基準では、2016年1月に公表された ASU 第 2016-01 号「金融商品—全体（サブトピック 825-10）：金融資産及び金融負債の認識及び測定（トピック 321）」の公表後、関係者から寄せられたトピック 321 の持分証券の会計処理とトピック 323 の持分法の関係、及びトピック 815 におけるフォワード契約及び買建オプションの関係に関する疑問について、取扱いを明確にしているもので、主な内容は次のとおりである。

(1) トピック 321 では、「容易に決定できる公正価値がない場合の持分証券」の測定の例外を適用するにあたって、企業は、同じ発行者の同一又は類似の投資の通常取引での観察可能な価格の変動を識別した場合には、当該観察可能な取引が発生した日の公正価値で持分証券を再測定しなければならないとされている。本基準では、新たに持分法を適用又は持分法の適用を中止する結果となった取引に

おいて観察可能な価格の変化を識別できる場合には、持分法の適用又は中止の直前の公正価値の再測定において考慮すべきであることを明確にしている。

(2) パラグラフ 815-10-15-141 の要件を満たすフォワード契約及び買建オプションについては、「債券と持分証券の特定の契約」として有価証券の分類に整合させて会計処理が行われるが、その要件のうち、「契約がトピック 320 又はトピック 321 が適用される有価証券を購入する契約であること」の検討にあたっては、当該有価証券に持分法が適用されるかどうかは考慮しないことを明確にしている。

適用時期については、公開企業については、2020年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間より適用され、その他の企業については、2021年12月15日より後に開始する事業年度及びその期中期間より適用される。